

保護者様

長野県木曾青峰高等学校長

インフルエンザは、学校で予防すべき感染症に該当しますので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止とします。この場合の欠席は、欠席日数には含みません。

下記の「治癒報告書」に保護者の方が記入し、登校の際に学校へ提出してください。

治癒報告書（インフルエンザ）

氏名等	年 組 氏名	
病名	インフルエンザ A・B ※該当する方に○をしてください。	
発症日（熱、風邪症状の出た日）	月 日	
受診医療機関名		
医療機関 受診日	月 日	
解熱した日 ※1	月 日	
治癒の判断 ※2 （○をしてください。）	解熱日（平熱に下がった日）の後2日経過した。	はい
	発症の翌日から数えて5日経過した。	はい
上記疾患は治癒しており、 月 日から登校することを報告します。 令和 年 月 日 保護者氏名		

※1 「解熱した日」は、体温が平熱に下がった日を記入してください。

※2 インフルエンザは重症の場合を除き、解熱日の後2日経過し、発症日の翌日から5日経過をもって治癒するものとされており、下記の表を参考にしてください。判断に迷う場合は保健室までお問い合わせください。（保健室直通電話：0264-22-2438）

《解熱日の後2日経過の例》

月日	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8
症状	発症（発熱など）	発熱	→		解熱			
備考						解熱から1日目	解熱から2日目	登校可能

《発症日の翌日から5日経過の例》

月日	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7
症状	発症（発熱など）		解熱				
備考		発症から1日	2日	3日	4日	5日	登校可能

この場合、「解熱日のあと2日経過した日」は1月6日ですが、発症の翌日から5日経過していないので、まだ登校は出来ません。抗インフルエンザ薬などの服薬によって、熱が早く下がる場合もありますが、体内にはまだウイルスが残っており、周囲の人にインフルエンザをうつしてしまう可能性がありますので、「発症の翌日から5日経過するまで」は、登校や外出をしないようお願いします。